

わたしのために

しょう らい そな
将来に備えたい

にん い こう けん せい ど
任意後見制度



はんだんのうりよく
判断能力があるうちに、
じ ぶん しょうらい そな
自分の将来のために備えて
せい ど
おく制度です

京都市成年後見支援センター
広報キャラクター
(任意後見制度担当)
そなえ

きょう と し せい ねん こう けん し えん
京都市成年後見支援センター

《もくじ》

P 1 ~ 2

① 成年後見制度とは

② 任意後見制度とは

P 3 ~ 4

③ 任意後見人ができること

④ 任意後見制度の利用に

必要な書類・費用

P 5 ~ 10

⑤ 教えて！ 任意後見制度

P 11

任意後見制度の利用に関する
関係機関のごあんない

※記載の内容は発行日時点のものです



京都市
CITY OF KYOTO

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

1 成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害、発達障害などによって、判断能力が不十分な人の権利と財産を守るための、成年後見人などを選ぶ制度です。

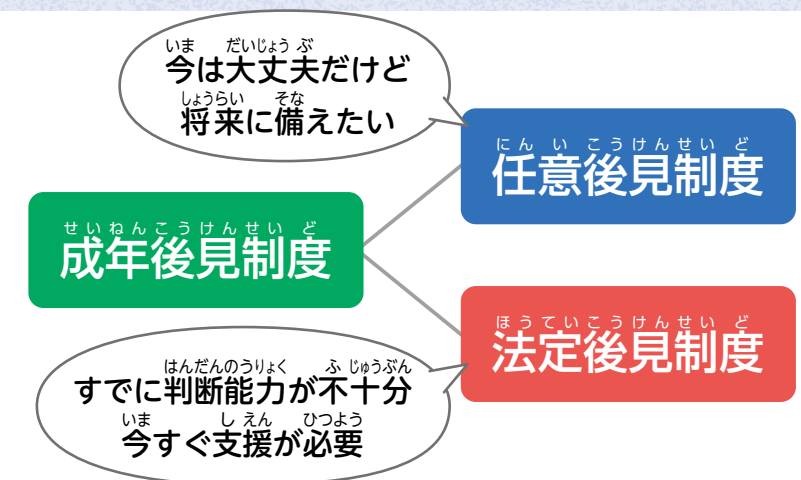


将来、判断能力が低下したときに備える**任意後見制度**と、すでに判断能力が不十分な人を支援する**法定後見制度**の2種類があります。

詳しくは、京都市成年後見支援センターが発行するパンフレット「わたしのために
あなたのために **成年後見制度**」を参照してください。

京都市成年後見支援センター

検索



2 任意後見制度とは

認知症などによって判断能力が低下したときに備えて、あらかじめ、本人自らが選んだ人（**任意後見人**）に、代わりにしてもらいたいことを**契約（任意後見契約）**で決めておく制度です。

任意後見制度を利用するためには、「判断能力に問題がないとき」と「判断能力が低下したとき」の2段階で、それぞれ必要な手続きがあります。この2段階での手続きを行わないと、任意後見制度を利用することはできません。

この2段階での手続きを行わないと、

本人の状態	任意後見制度の利用のために行うこと	
判断能力に問題がないとき ➡ 制度の趣旨を理解し、自分の希望に沿って必要な手続きを行うことができる	1 任意後見人になってもらう人（任意後見人）になるための特別な資格は 本人と任意後見受任者が話し合い、任	見受任者）と公正証書で契約 ありません。※探し方、選び方は P9 Q7 参照 任意後見人の業務の範囲を決めます。
判断能力が低下したとき ➡ 契約や財産の管理に支援が必要	2 家庭裁判所に任意後見監督人の選任を 選任の申立てができる人は、本人・配 3 家庭裁判所が任意後見監督人を選任 本人や任意後見人との間で利害関係の 4 制度による支援が開始 任意後見監督人が選任されてから、任	申し立てる 偶者・4親等内の親族・任意後見受任者です。 ない人が選ばれます。 任意後見契約に基づく支援が始まります。

任意後見監督人とは、
任意後見人が任意後見契約の
内容どおり、適正に仕事を
しているかを監督する人です。

3 任意後見人ができること

任意後見人は、任意後見契約によって与えられた範囲の代理権によって、本人を法的に支援・保護します。

任意後見人は、本人の意思を尊重しながら、任意後見契約によって与えられた範囲の代理権を使って本人を支援します。

代理権とは

本人に代わって（本人の代理人として）契約や財産管理などの法的行為を行う権限のことをいいます。



《任意後見人に依頼できること・できないこと》

できること	できないこと
☐ 財産の管理・処分、年金や手当などの受領	☐ 実際の家事・介護などの事実行為
☐ 遺産分割、相続放棄・承認	☐ 治療方針・臓器移植・尊厳死などへの同意
☐ 日常生活に必要なサービスや商品の購入に関する契約	☐ 結婚・離婚・養子縁組
☐ 施設入所・病院入院のための契約、費用の支払い手続き など	☐ 贈与・遺言書作成
	☐ 死後の葬儀・納骨 など

※ 遺言や死後の葬儀・納骨などは、任意後見制度とは別の手続で対応が可能です。（P8 Q6参照）

4 任意後見制度の利用に必要な書類・費用

制度の利用には、公証役場での手続きと費用の支払いが必要です。

(1) 判断能力に問題がないとき（任意後見契約）

書類	住民票	戸籍謄本	印鑑登録証明書 （又は運転免許証など）
本人	○	○	○
任意後見人になってもらう人	○		○

特定の財産の管理を任意後見人に依頼したい場合は、上記以外の書類が必要になる場合があります。



費用	
公正証書の作成手数料	11,000 円
登記嘱託手数料	1,400 円
登記手数料	2,600 円
任意後見契約正本・謄本の証書代	10,000 円程度
連絡用郵便切手又はレターパックプラス	必要分

上記以外に公証人の出張費などがかかる場合があります。

費用は、本人の財産から支払います。
費用の詳細については、京都公証人合同役場で確認してください
（裏表紙参照）。

(2) 判断能力が低下したとき（任意後見監督人の選任）

書類	
☐ 任意後見監督人選任申立書	☐ 診断書・主治医へのお尋ね など
☐ 本人の戸籍謄本・住民票	

費用	
申立手数料	800 円
登記手数料	1,400 円
連絡用郵便切手	必要分

※ 左記以外に鑑定（判断能力の程度を医学的に判定する手続き）費用（5～10 万円）がかかる場合があります。

必要な書類・費用はホームページから

任意後見監督人 京都家庭裁判所 [検索](#)

(3) 後見人などへの報酬（支援の開始後）

- 任意後見人への報酬
任意後見契約において、報酬の有無や、報酬がある場合の金額などを定めます。
それに基づき、本人の財産から任意後見人に支払います。
- 任意後見監督人への報酬
任意後見監督人が行った報酬付与申立てに対して、家庭裁判所が審判した金額を、本人の財産から支払います。

5 おし 教えて！ 任意後見制度

任意後見人は、任意後見契約で定めた範囲内の
代理権によって、本人を法律的に支援・保護します。



京都市成年後見支援センターの任意後見広報キャラクター「そなえ」です。
ここからはタカエさんの疑問にお答えしていきます！

もし、自分が認知症などになってしまったとき、財産管理や遺産分割など
はどうすればいいのかしら？
将来に備えるために、任意後見制度について教えてほしいの。



タカエ



任意後見制度を利用するためには、判断能力があるうちに、任意後見人になっ
てもらう人と任意後見契約を結ぶ必要があるんだ。将来に備える大切
な契約だから、任意後見人にどんな支援をしてほしいか、
まずはタカエさんご自身でしっかり考える必要があるよ。

Q1 助言が欲しい時は？

ちゃんと将来について考えるって、大事なことよね。
それでは、さっそくだけど最初の質問ね。
任意後見契約は、私の判断能力が低下してからのことを決める
重要な契約だから、手続きをする前に、専門家の助言が欲しいわ。
どんな人に相談するのがいいのかしら？



任意後見契約のことなら、**公証人**に相談したらどうかな？
相談は無料だし、任意後見契約の作成をする人なので、制度について
とてもよく知っているから頼りになるよ。
また、法律や福祉の専門家などに相談するのもお勧めだよ。

【公証人と公証役場とは】

公証人は、裁判官・検察官・弁護士として法律実務に携わった人などの中から、法務大臣が
任命した、公平中立な立場の人（公務員）です。

また、公証役場は、公証人が仕事をする事務所のことです。

京都市には「京都公証人合同役場」があります。

京都公証人合同役場

検索

Q2 公正証書って？

任意後見契約は公正証書で行うことが法律で決まっていると聞いたけど、
そもそも公正証書ってどんなもののなの？



【公正証書とは】

個人又は会社などの法人からの囑託により、公証人が、その権限に基づいて作成する文書の
ことです。

公正証書は、公正な第三者である公証人がその権限に基づいて作成した文書であるため、
文書の成立について、その文書が作成名義人の意思に基づいて作成されたものであるとの強い
推定が働きます。

そのため、証明力が高いとされており、任意後見契約のような重要な契約を行うことなどに
活用されています。

法務省 公証制度について

検索

Q3 公正証書作成の手続きは？

任意後見の契約書（公正証書）を作成する手続きは難しいのかしら？



本人と任意後見人になってもらう人の住民票・印鑑登録証明書※があれば、
契約書（公正証書）は作成できるよ。

法律のプロである公証人が丁寧に相談に乗ってくれるから、ご安心を。

※本人は戸籍謄本も必要です。

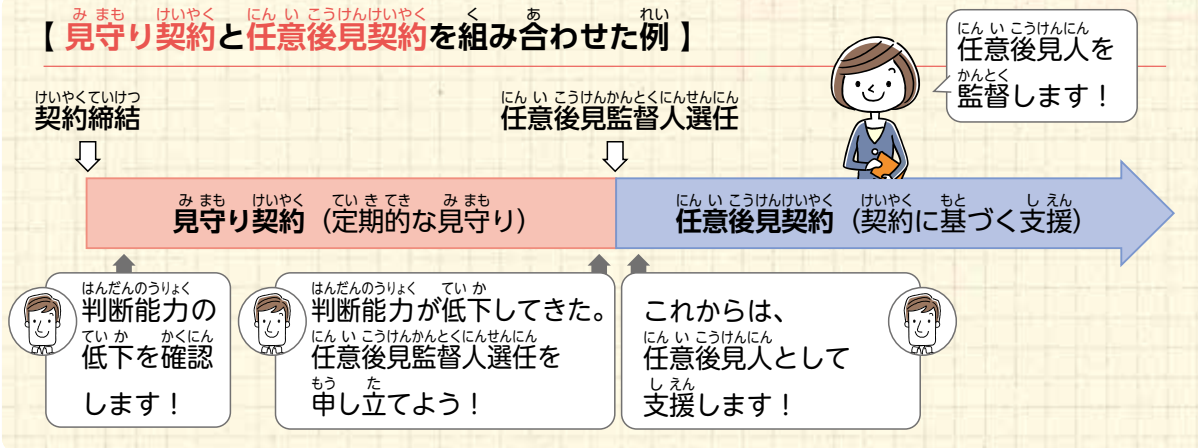
Q4 はんだんのうりよく てい か き 判断能力の低下に気づけるの？

わたし ばあい ひとり ぐ にん い こうけんけいやく むす ほんだんのうりよく てい か
 私 の場合、一人暮らしだし、任意後見契約を結んでも、判断能力が低下
 したことに誰も気づいてくれず、せっかく結んだ任意後見契約が無駄に
 ならないか心配だわ。何かいい方法はあるの？



不安な方には、任意後見契約と併せて、任意後見人になってもらう人に
ていきき みまも いらい みまも けいやく むす ほうほう
定期的な見守りを依頼する「見守り契約」を結ぶ方法があるよ。

【見守り契約と任意後見契約を組み合わせた例】



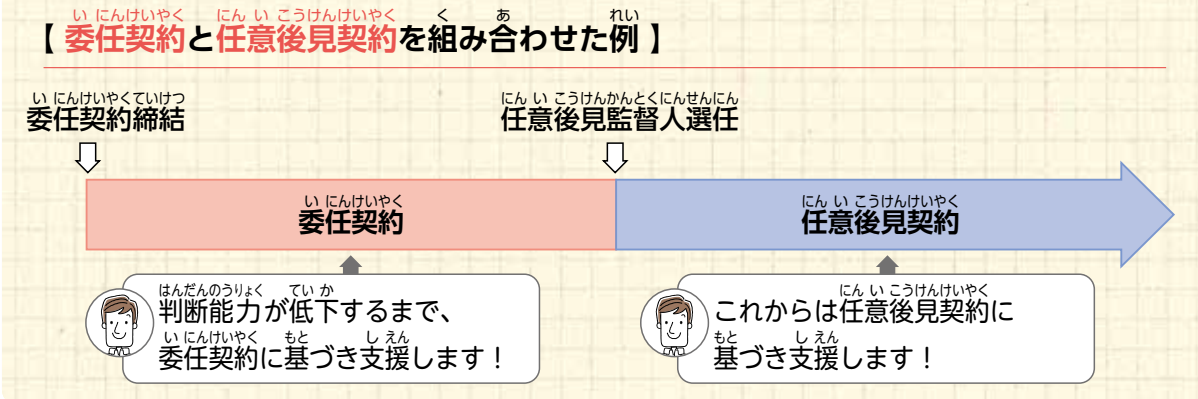
Q5 お金の管理の支援は？（任意後見開始前）

見守り^{みまも}だけじゃなくて、お金の^{かね}管理^{かんり}などを任意^{にんい}後見^{こうけん}人^{にん}になって
もらう^{ひと}人に^{しえん}支援^{しえん}してもらう^{ほうほう}方法^{ほうほう}もあるのかしら？



ば あい にん い こうけんけいやく あわ にん い こうけん にん ひと あいだ
 その場合は、任意後見契約と併せて、任意後見人になってもらう人との間
 いって ほろりつこう い にんけいやく むす はんだんのうりよく てい か まえ
 で一定の法律行為の委任契約を結ぶことで、判断能力が低下する前から
 しえん うえん
 支援を受けることができるよ。

【委任契約と任意後見契約を組み合わせた例】



Q6 な あと そう ぎ のうこつ
亡くなった後の葬儀や納骨は？

死後のことも心配だから、
契約によって私の葬儀や納骨なども依頼できるのかしら？



任意後見制度とは別に「死後事務委任契約」を結べば可能だよ！
委任する相手方は任意後見人にすることもできるよ。

【 し こ じ お い にんけいやく 死後事務委任契約 とは 】

死後必要となる行政への手続きや葬儀、納骨、埋葬に関する事務などについての代理権を
第三者に与え、死後事務を委任する契約です。



また、遺産分割のことなら、生前に「**遺言**」を作成することで、意思表示
ができるよ。

遺言は、自筆・公正証書のいずれでも作成できるけど、より証拠能力の
高い公正証書で作成する場合は、公証人などの専門家に相談することを
おすすめします！

任意後見契約を軸に、自分の希望に応じた契約を組み合わせて、
将来に向けた安心の備えができるのね。



そのとおり！ これからも自分らしく生きていくためにも、
元気な間に将来に備えることは、とても大切だよ。

Q7 任意後見人には、誰になってもらえば？

任意後見人には、どんな人になってもらえばいいのかしら？



相談先があります。お電話にてお気軽にご相談ください。(裏表紙参照)



任意後見制度の趣旨と支援内容を十分に理解した、本人が信頼できる人が適任です。

もし、任意後見人になってくれる人がいない場合や専門家に任意後見人になってもらいたい場合には、京都弁護士会やリーガルサポート京都支部、京都社会福祉士会「ぱあとなあ京都」などにご相談ください。

Q8 契約内容の変更は？

ところで、任意後見人が見つかったから、任意後見契約をした後に契約内容を変更したり、契約を解約することはできるのかしら？



任意後見監督人の選任前であれば本人と任意後見人になってもらう人の意思によって、契約内容の変更や解約はいつでもできるよ。



でも、任意後見監督人の選任後は、原則として、契約内容を変更することはできないんだ。ただし、正当な理由(例：任意後見人が病気になり、支援が困難な場合など)がある場合に限り、本人又は任意後見人が、家庭裁判所の許可を得て、解除することができるよ。

【任意後見契約を結ぶ際の注意点】

- ☐ 契約相手(任意後見人)とは十分に話し合い、納得したうえで契約しましょう。
 - 信頼関係
 - 任意後見制度及び支援内容への理解
 - 年齢・健康状態・生活状況から役割を果たせる状況にある
- ☐ 専門家はもちろん、家族や身近な人にも相談し、さまざまな意見を聴く機会を持ち、最後は、自分の意思で決めましょう。
- ☐ 任意後見人が任意後見契約に基づく支援を行う際には、任意後見監督人の選任が必要であることを忘れなく！
- ☐ 任意後見監督人の選任後に、契約内容の変更がないよう、契約内容は十分検討しましょう。

Q9 報酬の取り決めは？

任意後見契約を解約した場合でも、本人の支援を適切に行うために、法定後見制度の利用に移行することも必要ね。

あと、やっぱりお金のことが気になるんだけど、任意後見人への報酬ってどうなるのかしら？



任意後見契約の中で、報酬の金額と支払時期などについて、任意後見人になってもらう人と本人が合意しておく必要があるよ。
(任意後見契約の中で報酬を定めないことも可能。)
もし変更する場合は、別途、公正証書で、報酬額の変更に関する契約書を作成する必要があるんだ。



Q10 専門家に相談する前の相談は？

そなえさんのおかげで、任意後見制度がよくわかったわ。
専門家に相談する前に、任意後見制度についての知識をもっと深めたいときは、どこに相談すればいいの？



【京都市成年後見支援センターの取組】

京都市成年後見支援センターでは、京都市民と京都市内の高齢者・障害のある方の福祉に関わる専門職を対象に、成年後見制度(任意後見と法定後見の両方)の利用に関する相談やセミナー・講座などを実施しています。

取組の詳細は、京都市成年後見支援センターにお問い合わせください。(裏表紙参照)

※京都市成年後見支援センターは、京都市域の成年後見制度の利用促進を図る中核機関に位置付けられています。

あなたも、判断能力が低下したときに必要な支援を受けられるように、任意後見制度で備えてみませんか。



任意後見制度の利用に関する関係機関のご案内

まずはお電話にてお問い合わせください

機関名	連絡先
《法律相談、申立手続きの代理など》 京都弁護士会	TEL : 075-231-2378
《申立手続きの相談、後見人候補者の紹介など》 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 京都支部（京都司法書士会）	TEL : 075-255-2578
《制度利用の相談》 権利擁護センター・ぱあとなあ京都（京都社会福祉士会）	TEL : 075-585-5430 FAX : 075-585-5431
《任意後見契約の作成・内容に関する相談など》 京都公証人合同役場	TEL : 075-231-4338 FAX : 075-231-0550
《成年後見制度の申立て、申立書類の配布など》 京都家庭裁判所 後見センター	TEL : 075-722-7211

京都市成年後見支援センター

☎ 075-354-8815

受付時間

休所日を除く

毎日 午前9時～午後5時

【休所日】毎月第3火曜日（祝日の場合は翌日）及び年末年始



FAX 075-354-8742

メール sukoyaka.info@hitomachi-kyoto.jp

京都市成年後見支援センター

検索



- 市バス「河原町正面」下車すぐ
- 地下鉄烏丸線「五条」下車 徒歩約10分
- 京阪本線「清水五条」下車 徒歩約8分

〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る
梅湊町83番地の1

「ひと・まち交流館 京都」4階
京都市長寿すこやかセンター内